平成２２年（フ）第３０９号
香川県高松市東ハゼ町917番地３マリオン栗林公園503号、住民票上の住所香川県高松市三谷町3556番地22
破産者　津久　正明
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３１０号
香川県高松市東ハゼ町917番地３マリオン栗林公園503号、住民票上の住所香川県高松市三谷町3556番地22
破産者　津久　和子（旧姓山城）
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９７号
香川県坂出市江尻町1729番地５　サンライフＫＭ101、住民票上の住所香川県坂出市高屋町甲1576番地
破産者　瓜生　久代
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４２６号
愛媛県松山市辻町13番15号　サンハイツかねこ306号
破産者　仲矢　豊一
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
愛媛県越智郡上島町岩城1929番地
破産者　濱田　伸二
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６９号
愛媛県今治市室屋町５丁目１番７号
破産者　渡邊　　正
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県筑後市大字山ノ井534番地４プレ・アジュール201号
破産者　立花　和美
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６２号
沖縄県うるま市与那城西原1032番地１　幸喜アパート202号、住民票上の住所沖縄県うるま市勝連内間2420番地
破産者　多和田裕也
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

更生計画認可

平成２１年（ミ）第３４号
香川県木田郡三木町大字下高岡972番地30
更生会社　株式会社穴吹ハートレイ
1　決定年月日　平成22年10月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の概要（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１款　承継が決定した事業に属する不動産にかかる更生担保権（別表10―１―１「担保権の目的物一覧表（広島中央ゴルフクラブ）」乃至同10―１―４「担保権の目的物一覧表（ヴィラ塩江）」に記載の各不動産にかかる更生担保権）
1　確定債権
５件　1,891,406,667円及び額未定
別表４―１（承継が決定した事業に属する不動産にかかる更生担保権）
2　権利の変更及び弁済方法
⑴　更生手続開始決定の日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定日に、その全額について免除を受ける。
⑵　上記⑴の免除後の確定更生担保権の全額を、更生担保権一括弁済日に一括弁済する。
第２款　個別売却対象不動産にかかる更生担保権（別表10―２「担保権の目的物一覧表（個別売却対象不動産）」に記載の各個別売却対象不動産にかかる更生担保権）
1　確定債権
４件　157,681,205円及び額未定
別表４―２（個別売却対象不動産にかかる更生担保権）
2　権利の変更及び弁済方法
⑴　目的不動産の売却
管財人は、裁判所の許可を得て、更生計画認可決定確定後１年以内を目途に別表10―２「担保権の目的物一覧表（個別売却対象不動産）」に記載の各個別売却対象不動産を売却することに努めるものとする。
⑵　売却条件
管財人が個別売却対象不動産を売却するときの売却条件は原則として以下のとおりとする。
①　売買契約の締結と同時に、所有権の移転、引渡を行い、代金全額の支払いを受ける。
②　現状有姿かつ公簿売買とし、売主である管財人は境界確認の責任及び瑕疵担保責任を一切負わない。
③　土壌・地下水の汚染等環境問題に関する調査費用並びに土壌・地下水等の汚染等の除去費用及び拡大防止等費用は、買主の負担とし、売主である管財人は何らの責任も負わない。
④　個別売却対象不動産にかかる賃貸料収入、諸経費、借地料、固定資産税・都市計画税等の公租公課については、買主との関係では、所有権移転・引渡日の前日までは売主の利得・負担とし、所有権移転・引渡日からは買主の利得・負担とする。ただし、固定資産税・都市計画税の起算日は４月１日とする。
⑶　売却方法
ア　管財人は、前記⑴に基づく売却の前の適当な時期に、当該個別売却対象不動産に担保権の設定を受けていた更生担保権者に対し売却内容（売却予定価額、売却条件等）を事前に通知するものとする。
イ　これらの者のいずれかが、通知を受けた後１ヶ月以内に、管財人に対し、管財人の通知した売却予定価額を５％以上上回る価額での購入希望者でかつ支払が確実な者を書面で紹介した場合、管財人は、裁判所の許可を得てその者に当該個別売却対象不動産を売却する。
ウ　これらの者のいずれもが１ヶ月以内に上記紹介をしなかった場合、又はその期限前でもすべての更生担保権者が同意した場合、管財人は通知したところに従って、裁判所の許可を得て、当該個別売却対象不動産を売却する。
⑷　実質売却価額、担保弁済額
各個別売却対象不動産の売却代金（消費税を除く）につき、下記「控除項目」記載の経費等を控除した金額（以下、本款において「実質売却価額」という）を個別売却対象不動産に担保権を有している更生担保権者への弁済総額とし、これを更生計画による権利変更前の担保権の順位・極度額に従い各担保権に対して割り付けた金額（ただし、同順位の複数の更生担保権者がある場合には、当該更生担保権者らの極度額で按分して割り付けるものとする。別表11「担保割付表」参照）を、当該個別売却対象不動産を目的とする担保権を有していた各更生担保権者に対する担保弁済額とする。